

## 公益財団法人日本中毒情報センター 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 本規程は、公益財団法人日本中毒情報センター(以下「この法人」という。)の定款第18条及び第35条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関して必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。監事は、この法人の機関として、理事との相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、毎週4日以上この法人に勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第15条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤費、宿泊費を含む旅費、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、定款第35条第1項後段の規定に基づき、常勤役員、非常勤役員、並びに評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の定時報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等当該役員の勤務地外で4時間以上時間的拘束を伴う場合に1日当たり5,000円を限度として報酬を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ、退職金を支給することができる。

- 5 評議員は、定款第 18 条第 1 項前段に基づき無報酬とするが、評議員会出席等当該評議員の勤務地外で 4 時間以上時間的拘束を伴う場合に 1 日当たり 5,000 円を限度として報酬を支払うことができる。

(報酬等の額の決定)

- 第 4 条 職員を兼職しない常勤役員の定時報酬月額、別表 1「職員を兼職しない常勤役員の報酬月額」の通りとし、個々の役員の報酬月額は、別表 1 の報酬月額の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。
- 2 職員を兼職する常勤役員の定時報酬月額は、別表 2「職員を兼職する常勤役員の報酬月額」の通りとし、この報酬月額を職員としての月次給与と併せて支給する。
  - 3 職員を兼職する常勤役員の賞与又は退職手当については、別表 3 の(2)及び別表 4 の算出要領に基づいて計算し、職員としての賞与又は退職手当と併せて支給する。
  - 4 前条第 1 項でいう非常勤役員に対する報酬は年間 50 万円を限度とする。
  - 5 常勤役員に対する役員賞与は、別表 3「常勤役員賞与」の通りとし、職員を兼職しない常勤役員に対しては、理事長が、理事会の承認を得て、別表 3 の額の範囲内で個々の常勤役員に支給するものとする。
  - 6 常勤役員に対する退職手当は、別表 4「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出するものとする。

(報酬の支給日)

- 第 5 条 前条 1 項及び第 2 項に該当する常勤役員に対する報酬は、月額をもって支給するものとし、職員に対する月次給与支払いの日と同日に支払うものとする。
- 2 前条第 3 項及び第 6 項に該当する報酬、及び費用については、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第 6 条 報酬等は、役員及び評議員本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことにより支給する。但し、少額の費用は現金にて支給することができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(退職金の支給)

- 第 7 条 常勤役員が退任した場合、非常勤となった場合、解任された場合、或いは死

亡した場合、その常勤役員の在任期間に応じて退職金を支給する

(在任期間の計算)

第8条 常勤役員の退職金を計算するための在任期間は、常勤役員に就任した月から前条でいう常勤役員を退いた月までの期間とし、その計算は、就任した月及び退任した月をそれぞれ一月として数えてこれを年換算し、小数点第2位を四捨五入して計算する。

(退職金の計算)

第9条 退職金の額は、常勤役員を退任する日における報酬月額に、前条に基づいて計算した在任期間の年限を乗じて計算するものとし、この金額に100円未満の端数が生じる場合は100円単位に切り上げるものとする。

(退職金の支給制限)

第10条 常勤役員が、定款第34条第1号で規定する職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったことにより、若しくは役員に相応しくない行為があったと認められ解任された場合、退職金を支給しない。

(遺族に対する支給)

第11条 常勤役員の死亡により退職金を支給する場合、若しくは退職金支給前に本人が死亡した場合、退職金は正当な相続権を有する遺族に支給するものとする。

(通勤費)

第12条 常勤役員及びこれに従ずる非常勤役員及び評議員には、その通勤実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第13条 この法人は、役員及び評議員が、その職務の執行に当たって負担する、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前払いを行うものとする。

(公表)

第14条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 16 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人へ移行登記した日から施行する。

【別表 1】 職員を兼職しない常勤役員の報酬月額

- (1) 代表理事・理事長： 月額 861,300 円以下
- (2) 執行理事・専務理事： 月額 774,400 円以下
- (3) 執行理事・常務理事： 月額 699,600 円以下
- (4) 理事・監事： 月額 630,300 円以下

【別表 2】 職員を兼職する常勤役員の報酬月額

- (1) 執行理事： 職員としての月額給与に一律 50,000 円加算
- (2) 理事： 職員としての月額給与に一律 30,000 円加算

【別表 3】 常勤役員賞与

- (1) 職員を兼職しない常勤役員：別表 1 の報酬月額×係数
- (2) 職員を兼職する常勤役員：別表 2 の報酬月額×係数

但し上記の係数は何れも、夏期は 1.9 ヶ月、冬期は 2.2 ヶ月とする。

また、賞与対象期間における出勤日数が 80%未満の場合、支給額は、上記算式による額の 60%とする

【別表 4】 常勤役員退職手当の算出要領

算出数式：退任時の報酬月額×在任年限